

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	特別児童扶養手当受給者管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青梅市は、特別児童扶養手当受給者管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

青梅市長

公表日

令和4年12月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当受給者管理事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律にもとづき、20歳未満で精神または身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に特別児童扶養手当を支給する。 特定個人情報ファイルは以下の事務において使用する。 ・認定請求の際の本人情報、本人の公金受取口座情報、本人・配偶者および扶養義務者の所得状況、年金受給状況の確認 ・所得状況届の際の本人情報、本人・配偶者および扶養義務者の所得状況、年金受給状況の確認 ・諸届受理の際の本人情報の確認
③システムの名称	福祉総合システム(障害者福祉サブシステム)、団体内統合宛名システム、中間サーバー、TASKクラウド
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の46項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1、情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 9、12、15、19、66、87の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 8、10の2、11の2、13の2、37の各条 2、情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 66項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 37条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障がい者福祉課
②所属長の役職名	障がい者福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 文書法制課 情報公開文書係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 障がい者福祉課 庶務係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5-②所属長	障がい者福祉課長 木村芳夫	障がい者福祉課長 金井勝彦	事後	人事異動による変更のため
平成29年7月27日	4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の15、16、19、26、57、66、87、110、116項	1、情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 9、12、15、19、66、87の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 8、10の2、11の2、13の2、37の各条 2、情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 66、68の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 37、38の2の各条	事後	
平成30年9月6日	②所属長の役職名	障がい者福祉課長 金井勝彦	障がい者福祉課長	事後	
令和2年1月31日	しきい値判断いつ時点の計数か	平成26年12月1日	令和元年12月1日	事後	
令和3年9月1日	4-②法令上の根拠	1、情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 2、情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号	1、情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 2、情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号	事後	
令和4年1月6日	I-1-③システムの名称	福祉総合システム(障害者福祉サブシステム)、団体内統合宛名システム、中間サーバー	福祉総合システム(障害者福祉サブシステム)、団体内統合宛名システム、中間サーバー、TASKクラウド	事後	使用するシステム追加のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月13日	I-1-②事務の内容	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律にもとづき、20歳未満で精神または身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に特別児童扶養手当を支給する。</p> <p>特定個人情報ファイルは以下の事務において使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定請求の際の本人情報、本人かつ配偶者および扶養義務者の所得状況、年金受給状況の確認 ・所得状況届の際の本人情報、本人かつ配偶者および扶養義務者の所得状況、年金受給状況の確認 ・諸届受理の際の本人情報の確認 	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律にもとづき、20歳未満で精神または身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に特別児童扶養手当を支給する。</p> <p>特定個人情報ファイルは以下の事務において使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定請求の際の本人情報、本人の公金受取口座情報、本人・配偶者および扶養義務者の所得状況、年金受給状況の確認 ・所得状況届の際の本人情報、本人・配偶者および扶養義務者の所得状況、年金受給状況の確認 ・諸届受理の際の本人情報の確認 	事後	事務内容の追加のため
令和4年12月13日	I-4-②法令上の根拠	<p>1、情報提供の根拠</p> <p>(1) 番号法第19条第8号 別表第二 9、12、15、19、66、87の各号</p> <p>(2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 8、10の2、11の2、13の2、37の各号</p> <p>2、情報提供の根拠</p> <p>(1) 番号法第19条第8号 別表第二 66、68の各号</p> <p>(2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 37、38の2の各号</p>	<p>1、情報提供の根拠</p> <p>(1) 番号法第19条第8号 別表第二 9、12、15、19、66、87の各号</p> <p>(2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 8、10の2、11の2、13の2、37の各号</p> <p>2、情報照会の根拠</p> <p>(1) 番号法第19条第8号 別表第二 66号</p> <p>(2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 37号</p>	事後	誤りの訂正のため